

池田町要綱第38号

池田町中小企業者等エネルギー価格高騰対策支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格（電気、ガス、ガソリン、軽油、重油）高騰の影響を大きく受けている町内の中小企業者や個人事業者を支援することを目的に、予算の範囲内で池田町中小企業者等エネルギー価格高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、池田町補助金等交付規則（平成4年池田町規則第6号）の規定によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす、町内に主たる事業所を有する中小企業者等（個人事業主、小規模事業者、フリーランス、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、学校法人、公益社団・財団法人、組合（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく組合等、または有限責任事業組合を含む。））とし、農業者を除くものとする。ただし、補助対象者が池田町暴力団排除条例（平成24年池田町条例第4号）第2条第1号から第3号及び池田町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年池田町要綱第15号）第3条各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 町内で現に事業活動を行っている者
- (2) 申請日以降も事業を継続する意志がある者
- (3) 申請時点において、町税及び料金の滞納がない者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象者が事業を行う上で、令和4年10月1日から令和5年3月31日に使用したエネルギー料金（電気料金、ガス料金、燃料費（以下「エネルギー料金等」という。））の合計額から、令和3年10月1日から令和4年3月31日に使用したエネルギー料金等の合計額を差し引いた額の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、法人については10万円を、個人事業者については5万円を上限とする。

(補助金の交付申請、請求)

第4条 申請者は、池田町中小企業者等エネルギー価格高騰対策支援補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に次に掲げる資料を添えて、令和5年11月30日までに町長に提出しなければならない。なお、補助金の申請回数は、1事業者1回限りとする。

- (1) 補助金交付申請額計算書
- (2) 対象期間中に使用したエネルギー料金の分かる書類
- (3) 前年度の確定申告書類等
- (4) 本人確認書類（個人事業者のみ）
- (5) 誓約書
- (6) チェックリスト

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、池田町中小企業者等エネルギー価格高騰対策支援補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第6条 町長は、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り

消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な行為により補助金を申請したとき。
- (2) その他町長が交付決定の取り消しを必要と認めたとき。

(補助金の返還)

第7条 町長は、補助事業者が次の各号に該当すると認めるときは、補助金の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 不正の行為が認められたとき。
- (4) その他町長が返還を必要と認めたとき。

(関係書類の保存)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた当該年度の終了後5年間、補助事業に係る帳簿等証拠書類を保存しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年9月1日から適用する。